

費用の配賦・レートメイクについて

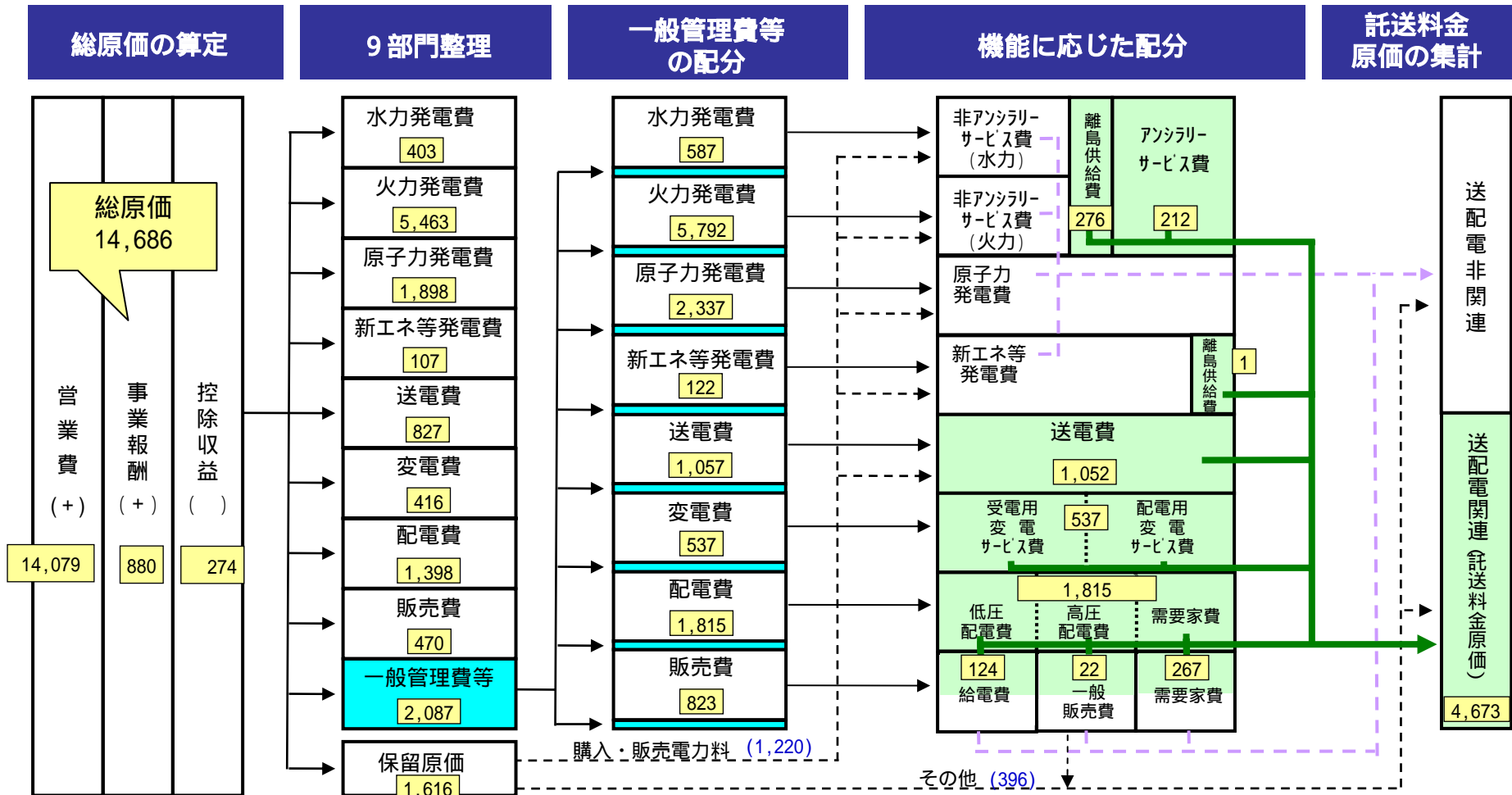
平成27年11月13日
九州電力株式会社

1 . 費用の配賦（個別原価計算）について

1-1 費用の配賦（個別原価計算）について

○ 平成25年に認可された現行料金の総原価から託送料金原価を特定するにあたっては、発電・送配電の設備区分見直し等、ライセンス制導入に伴う制度変更を反映して配分しました。

< 個別原価計算フロー（託送料金原価の特定） >



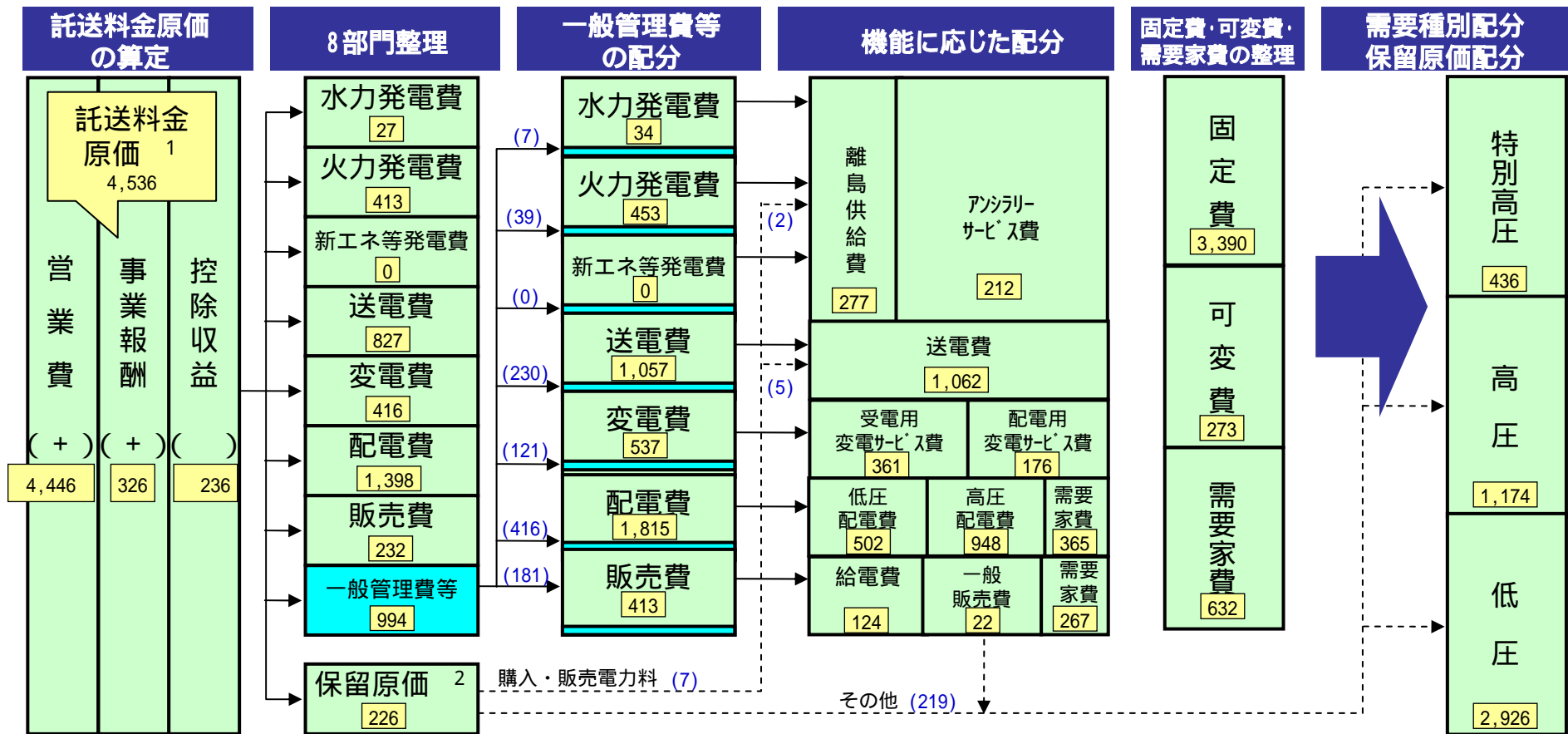
保留原価：再処理等既発電費、購入・販売電力料、電源開発促進税、事業税、電力費振替勘定、遅収加算料金、託送収益、事業者間精算収益、電気事業雑収益、預金利息
 注：金額は原価算定期間〔H25～27〕の平均（億円）、四捨五入の関係で合計が一致しない場合があります。（以下同じ）

1-1 費用の配賦（個別原価計算）について

○ 託送料金の算定にあたっては、託送料金原価を新たに施行された託送料金算定省令等（以下、新省令等）に従い、特別高圧、高圧及び低圧の三需要種別に配分しています。

「電気事業法等の一部を改正する法律附則第九条第一項の規定に基づき一般電気事業者が定める託送供給等約款で設定する託送供給等料金の算定に関する省令」及び「電気事業法等の一部を改正する法律附則第九条第一項の規定に基づき一般電気事業者が定める託送供給等約款で設定する託送供給等約款料金審査要領」

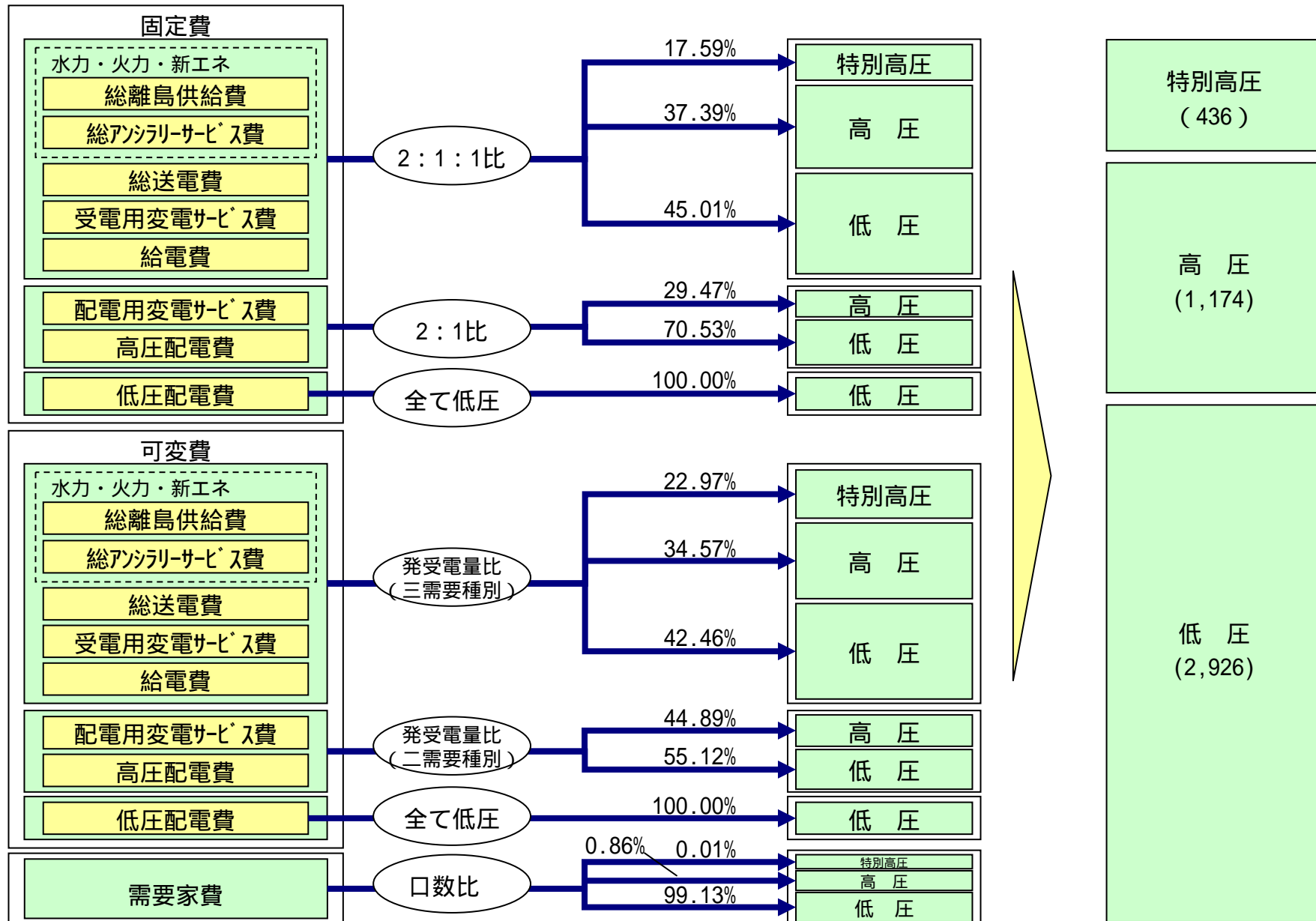
< 個別原価計算フロー（三需要種別への配分） >



1 総原価から特定した託送料金原価との差（137億円）は、離島供給に係る電灯・電力料などを控除収益として算入したことによるものです。

2 保留原価：再処理等既発電費、購入・販売電力料、振替損失調整額、電源開発促進税、事業税、電力費振替勘定、遅収加算料金、託送収益、事業者間精算収益、電灯料・電力料（離島非NW分）、電気事業雑収益、預金利息

(参考) 託送料金原価の需要種別ごとの配分比率について



需要家費のうち、引込線・計量器等に係る費用の一部については、事業者設定基準を定めたくうえで、口数比以外の方法で配分しています。

2 . レートメイクについて

- 託送料金は、新省令第25条の規定にもとづき、次のとおり設定しました。
 - ・ 料金の種類：送配電設備の利用形態の差異を踏まえてメニューを設定。
 - ・ 料金制：基本料金と電力量料金で構成される二部料金制、従量料金制及び定額料金制を設定。
 - ・ 料金単価：送配電設備の利用形態の差異を踏まえ、原価と収入が一致するように設定。

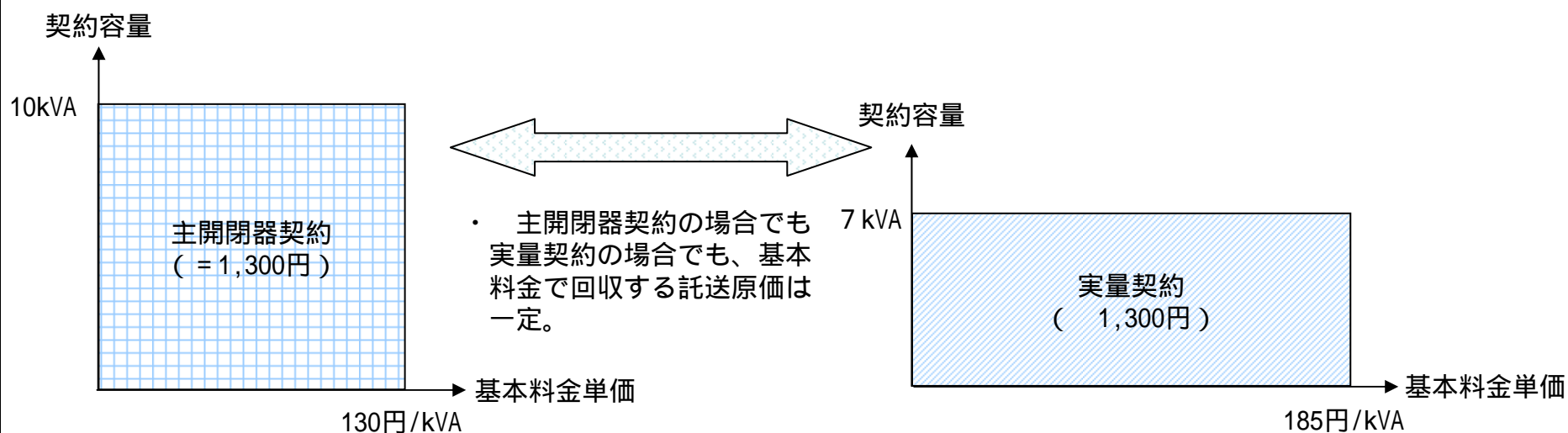
	接続送電サービス		臨時接続送電サービス		予備送電サービス	
特別高圧	二部料金 (標準/時間帯別)		二部料金 (臨時)		予備送電サービスA	予備送電サービスB
高圧	二部料金 (標準/時間帯別)		二部料金 (臨時)		予備送電サービスA	予備送電サービスB
50kVA 50kW 5kW 低圧	電灯		動力		電灯	動力
	二部料金 (標準/時間帯別)	従量料金	二部料金 (標準/時間帯別)	従量料金	二部料金 (臨時)	二部料金 (臨時)
	定額制				定額制 (臨時)	定額制 (臨時)

自己等への電気の供給（自己託送）の場合で希望されるときに適用いたします。

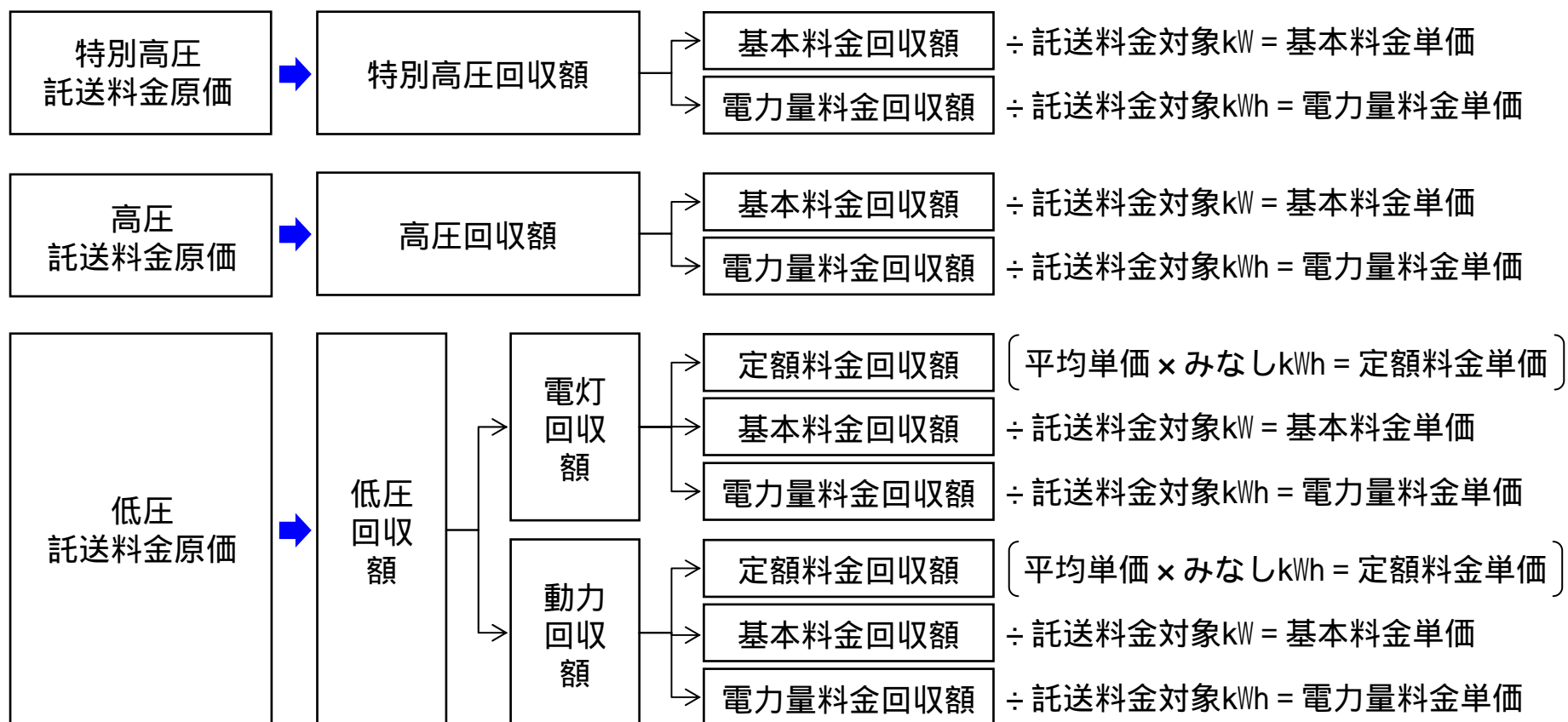
- 実量値に基づく契約電力は、30分使用量の最大値に基づき契約電力が決定されるため、主開閉器契約に基づく契約容量（契約電流）と比較して差が生じることが想定されます。
- このため、主開閉器契約での契約容量（契約電流）と実量契約の契約電力の比率に応じてそれぞれ低圧託送料金（基本料金）単価を設定いたしました。

< 契約決定方式に応じた料金設定のイメージ >

（電灯接続送電サービスの例）



- 託送料金回収額（低圧は電灯/動力別に算定）を基に基本料金による回収額を算定し、託送料金対象kWで除して基本料金単価を算定しました。
- 託送料金回収額から基本料金による回収額を控除（低圧は定額料金による回収額も控除）し、託送料金対象kWhで除して電力量料金単価を算定しました。



託送料金原価には、近接性評価割引額を含みます。

(税込)

契約種別	契約電力等	1ヶ月の使用量	電気料金 お支払額	託送料金 相当額
従量電灯B	30A	300 kWh	7,423円 (474円)	2,610円
従量電灯C	10kVA	1,000 kWh	28,470円 (1,580円)	8,768円
季特別電灯	〔エコキュート 2kW〕6kVA	〔 デイ:140kWh リビング:165kWh ナイト:305kWh 〕610 kWh	12,945円 (963円)	5,057円
低圧電力	〔力率 90%〕8 kW	560 kWh	16,859円 (884円)	6,035円

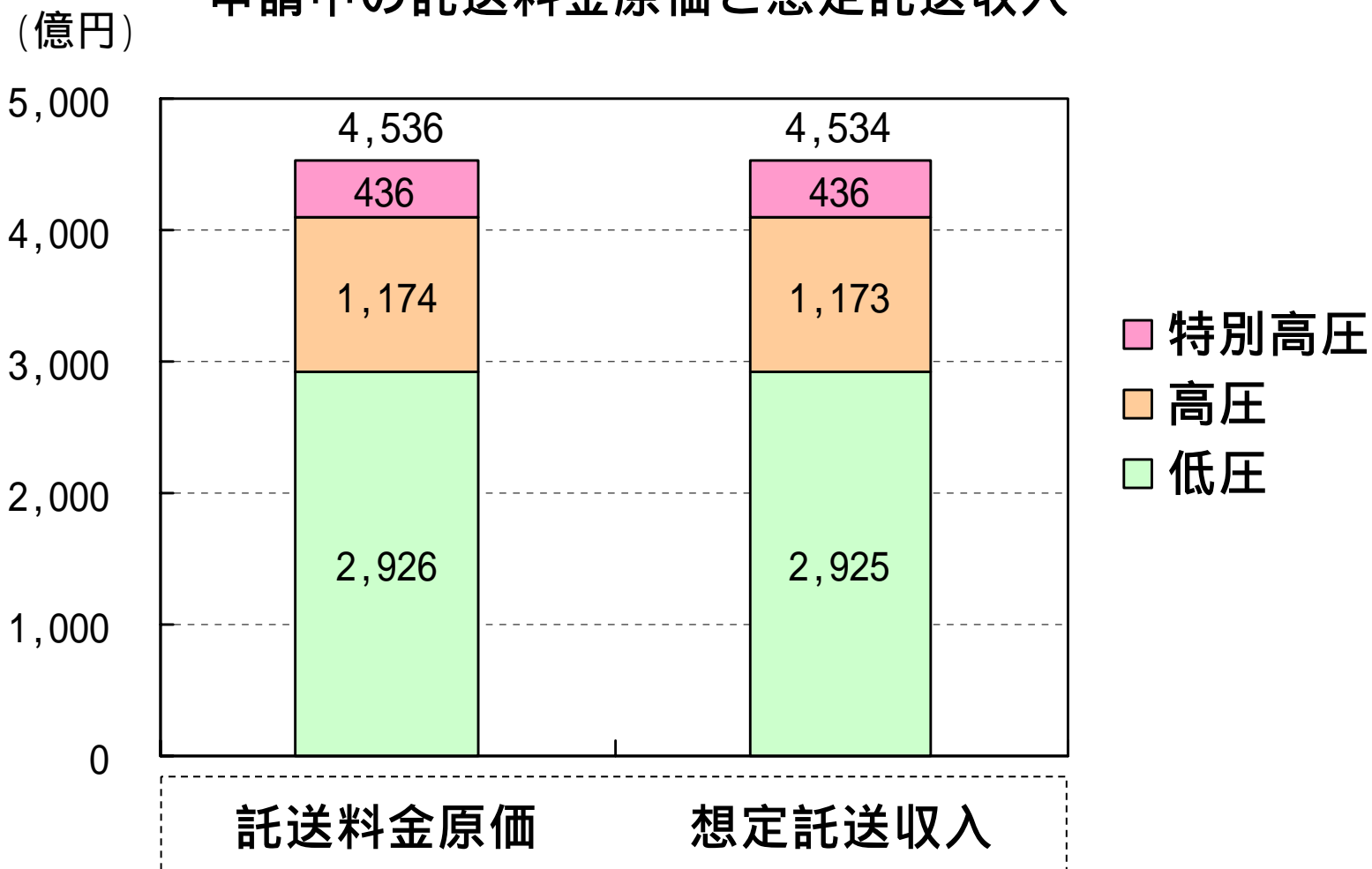
電気料金お支払額には、燃料費調整額を含めておらず、平成27年5月以降に適用する単価で算定した再生可能エネルギー発電促進賦課金を含めており、口座振替割引を適用しています。なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金は、電気料金お支払額の()内に再掲しています。

季特別電灯、低圧電力の電気料金お支払額には、「その他季」の電力量料金単価を適用しています。

託送料金相当額は、上記の使用量内訳等を基に算定しています。

- 託送料金は、新省令に基づき、特別高圧・高圧・低圧の需要種別毎に、配分された原価を料金収入が超えない範囲で、原価と料金収入が一致するように設定いたしました。

申請中の託送料金原価と想定託送収入

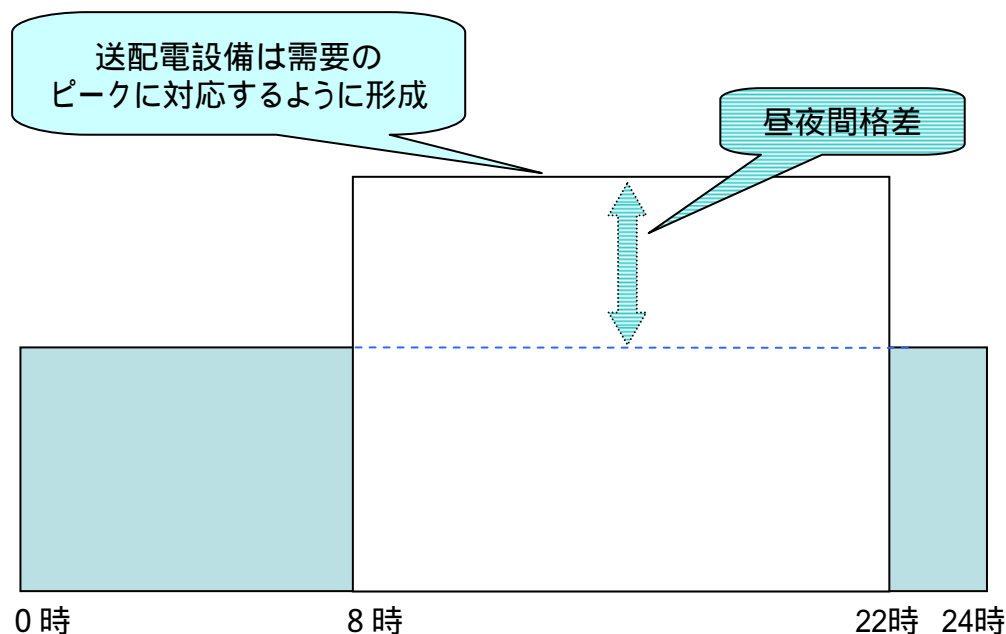


0 離島への電気の供給に必要な火力燃料費に係る価格変動額を託送料金に自動的に反映させる仕組みである「離島供給に係る燃料費調整制度」の離島基準平均燃料価格・離島基準調整単価は次のとおり算定いたしました。

<p>離島基準 平均燃料 価格</p>	<ul style="list-style-type: none"> 離島供給費の前提である原油・LNG・石炭の燃料価格の加重平均値で、離島供給に係る燃料費調整における価格変動の基準値(平成24年7～9月の貿易統計実績値)となるものです。 離島供給における各燃料の熱量構成比に原油換算比を加味した係数(、 、)を算定し、これを各燃料価格に乗じて加重平均して算出いたしました。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; text-align: center;"> $52,519\text{円}/\text{kl} \times 1.0000 + 71,841\text{円}/\text{t} \times 0.0000 + 10,039\text{円}/\text{t} \times 0.0000 = 52,500\text{円}/\text{kl}$ <p style="font-size: small; margin: 0;"> 原油価格 LNG価格 石炭価格 離島基準平均燃料価格 </p> </div>
<p>離島基準 調整単価</p>	<ul style="list-style-type: none"> 原油換算価格1,000円/klの燃料価格変動があった場合に発生する電力量1kWhあたりの変動額です。 火力発電の燃料消費数量(原油換算kl)に1,000円/klを乗じた額を料金算定対象電力量(kWh)で除すことにより1,000円/klの変動に伴う1kWhあたりの燃料価格変動額の調整額を算定いたしました。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; text-align: center;"> $817\text{千kl} \times 1,000\text{円}/\text{kl} \div 257,020\text{百万kWh} = 0.003\text{円}/\text{kWh}$ <p style="font-size: small; margin: 0;"> 原油換算燃料消費数量 (H25～H27) 料金算定対象電力量 (H25～H27) 離島基準調整単価 </p> </div>

- 力率の保持については、系統全体での電力設備の利用率維持・向上の観点から、託送供給等約款において、適正な力率を保持していただくことを規定しています。
- 低圧においては、機器の高効率化や契約電力が小さく電力系統へ与える影響が少ないことから、力率割引割増制度の設定をせず、適正な力率を保持していただくことの評価を低圧の基本料金単価に反映させることといたしました。
- なお、高圧以上については、契約電力が低圧と比べて大きく、電力系統へ与える影響や、電力設備の利用効率維持・向上の観点から、力率割引割増制度を継続しています。

- 送配電設備は需要のピークに対応するように形成しており、設備の効率的な使用を促すため、特別高圧・高圧料金と同様に、送配電設備全体の利用状況の格差（昼夜間格差）を反映した時間帯別接続送電サービスを選択制として設定いたしました。



昼間時間は、毎日午前8時から午後10時までの時間をいいます。ただし、休日扱い日(日曜祝日等)に定める日の該当する時間を除きます。

夜間時間は、昼間時間以外の時間をいいます。

特高・高圧・低圧の全体の電力量を使用して昼夜間格差を設定

○ 今回、新たに設定した、低圧供給の託送料金等は以下のとおりです。

< 低圧（電灯）接続送電サービス料金 >

（円、税込）

契約種別		単 位	料金単価		
			新 単 価	旧 単 価	
電灯定額 接続送電 サービス	電灯料金	10Wまで	1 灯	33.85	-
		10Wをこえ20Wまで	1 灯	67.71	-
		20Wをこえ40Wまで	1 灯	135.41	-
		40Wをこえ60Wまで	1 灯	203.10	-
		60Wをこえ100Wまで	1 灯	338.52	-
		100Wをこえる100Wまでごとに	1 灯	338.52	-
	小型機器料金	50VAまで	1 機器	101.11	-
		50VAをこえ100VAまで	1 機器	202.22	-
		100VAをこえる50VAまでごとに	1 機器	101.11	-
電灯標準 接続送電 サービス	基本料金	実量契約	1 kW	199.80	-
		電流制限器・主開閉器契約	1 kVA	140.40	-
	電力量料金	1 kWh	7.37	-	
電 灯 時間帯別 接続送電 サービス	基本料金	実量契約	1 kW	199.80	-
		電流制限器・主開閉器契約	1 kVA	140.40	-
	電力量料金	昼 間	1 kWh	8.31	-
		夜 間	1 kWh	6.10	-
電灯従量接続送電サービス			1 kWh	10.64	-

（注）実際の料金等は、経済産業大臣の認可を受けて決定されます。
自己等への電気の供給（自己託送）の場合で希望されるときに適用いたします。

(参考) 託送料金単価表

第2回審査会合資料より

15

< 低圧（動力）接続送電サービス料金 >

(円、税込)

契約種別			単 位	料金単価	
				新単価	旧単価
動力標準 接続送電 サービス	基本料金	実量契約	1kW	550.80	-
		主開閉器契約	1kW	367.20	-
	電力量料金		1kWh	5.86	-
動 力 時間帯別 接続送電 サービス	基本料金	実量契約	1kW	550.80	-
		主開閉器契約	1kW	367.20	-
	電力量料金	昼 間	1kWh	6.61	-
		夜 間	1kWh	4.88	-
動力従量接続送電サービス			1kWh	14.89	-

< 低圧（電灯・動力）臨時接続送電サービス料金 >

(円、税込)

契約種別			単 位	料金単価	
				新単価	旧単価
電灯臨時 定額接続 送電サービス	50VAまで		1日につき	3.00	-
	50VAをこえ100VAまで		1日につき	6.00	-
	100VAをこえ500VAまでの場合100VAまでごとに		1日につき	6.00	-
	500VAをこえ1kVAまで		1日につき	60.04	-
	1kVAをこえ3kVAまでの場合1kVAまでごとに		1日につき	60.04	-
電灯臨時 接続送電サービス	基本料金	1kVA	電灯標準接続送電サービスの 料金率を10%割り増した もの	-	-
	電力量料金	1kWh			
動力臨時定額接続送電サービス			1kW1日につき	88.18	-
動力臨時 接続送電サービス	基本料金	1kW	動力標準接続送電サービスの 料金率を20%割り増した もの	-	-
	電力量料金	1kWh			

(注) 実際の料金等は、経済産業大臣の認可を受けて決定されます。
自己等への電気の供給(自己託送)の場合で希望されるときに適用いたします。

0 高圧・特別高圧の託送料金等は以下のとおりです。

< 高圧・特別高圧 接続送電サービス料金 >

(円、税込)

契約種別		単位	料金単価		
			新単価	旧単価	
高圧	高圧標準 接続送電 サービス	基本料金	1 kW	459.00	432.00
		電力量料金	1 kWh	2.61	2.54
	高圧 時間帯別 接続送電 サービス	基本料金	1 kW	459.00	432.00
		電力量料金	昼間	1 kWh	2.92
	夜間		1 kWh	2.22	2.17
	高圧従量接続送電サービス		1 kWh	10.14	9.62
ピークシフト割引		1 kW	388.80	367.20	
特別高圧	特別高圧 標準接続送電 サービス	基本料金	1 kW	432.00	399.60
		電力量料金	1 kWh	1.44	1.23
	特別高圧 時間帯別 接続送電 サービス	基本料金	1 kW	432.00	399.60
		電力量料金	昼間	1 kWh	1.57
	夜間		1 kWh	1.27	1.10
	特別高圧従量接続送電サービス		1 kWh	8.52	7.79
ピークシフト割引		1 kW	367.20	340.20	

(注) 実際の料金等は、経済産業大臣の認可を受けて決定されます。
自己等への電気の供給(自己託送)の場合で希望されるときに適用いたします。

< 高圧・特別高圧 臨時接続送電サービス料金 >

(円、税込)

契約種別			単 位	料金単価	
				新単価	旧単価
高圧	高圧臨時接続送電サービス	基本料金	1kW	高圧標準接続送電サービスの料金率を20%割り増ししたもの	-
		電力量料金	1kWh		
特別高圧	特別高圧臨時接続送電サービス	基本料金	1kW	特別高圧標準接続送電サービスの料金率を20%割り増ししたもの	-
		電力量料金	1kWh		

< 高圧・特別高圧 予備送電サービス料金 >

(円、税込)

契約種別			単 位	料金単価	
				新単価	旧単価
高圧	予備送電サービスA (予備線)		1 kW	75.60	75.60
	予備送電サービスB (予備電源)		1 kW	97.20	97.20
特別高圧	予備送電サービスA (予備線)		1 kW	64.80	64.80
	予備送電サービスB (予備電源)		1 kW	108.00	108.00

(注) 実際の料金等は、経済産業大臣の認可を受けて決定されます。